

# 司法試験 重要問題習得講座

## 添削オプション問題冊子



AGAROOT  
ACADEMY



# 第4問

民法

甲は、乙に対し、甲の所有する土地Aの登記済証、実印等を預けて長期間放置していたところ、乙は、土地Aにつき、勝手に自己名義に所有権移転登記をしたのち、丙に対する自己の債務を担保するため抵当権を設定し、その旨の登記を了した。その後、乙は、土地Aを丁に売却したが、登記は、いまだ丁に移転されていない。

上記の事例において、丁が丙に対して抵当権設定登記の抹消請求をすることができる場合及びこれをすることができない場合について、理由を付して論ぜよ。

(旧司法試験 昭和62年度 第1問)

# 第15問

## 民法

1 Aは、その所有する一筆の土地を甲土地と乙土地に分筆した上、甲土地をBに対して売却したが、分筆によって甲土地は公道に一切接しないこととなった。そこで、A B間で、乙土地の一部（以下「本件土地」という。）について、甲土地を要役地とする無償かつ無期限の通行地役権が設定された。もっとも、通行地役権設定登記はなされなかつた。

以降、Bは、本件土地について、コンクリート舗装するなどして、甲土地のための通路として継続的に使用していた。ところが、その後、Aが、Cに対して乙土地を売却し、所有権移転登記も済ませたところ、Cは、Bが本件土地を通行することは認めないと主張し始めた。そこで、Bは、Cに対して、通行地役権を有することの確認を求めた。

Bの請求は認められるか。なお、Cは、乙土地から約100メートルの距離に自宅があつたものの、乙土地を購入した当時、本件土地に通行地役権が設定されていること、及びBが本件土地を通路として使用していることは知らなかつた。

2 材木加工業を営むDは、2020年4月1日から、工場の隣にあるE所有の丙土地について、平穩・公然と材木置場として利用するようになり、現在も利用している。

2041年4月1日、Dのライバル業者であるFは、Dの事業を妨害する目的で、Eから丙土地を買い受け、所有権移転登記を経た。かかる事実を知ったDは、Fに対して、丙土地について所有権確認及び所有権移転登記手続を求めた。

Dの請求は認められるか。なお、Fは、丙土地を購入した当時、Dが丙土地をいつから材木置場として利用し始めたのかを正確には把握していなかつたが、少なくとも10年以上利用していることは知つていた。

# 第24問

## 民法

Aは、Bから3000万円を借り受け、その担保としてAの所有する甲土地及び乙建物（後記の庭石を除いた時価合計2900万円）に抵当権を設定して、その旨の登記をした。甲土地の庭には、抵当権設定前から、庭石（時価200万円）が置かれていたが、抵当権設定登記後、A宅を訪問したCは、同庭石を見て、それが非常に珍しい物であったことから欲しくなり、Aに同庭石を譲ってくれるよう頼んだところ、Aは、これを了承し、Cとの間で同庭石の売買契約を締結し、同庭石は後日引き渡すことにした。このA C間の売買契約を知ったDは、日ごろよりCを快く思っていたことから、専らCに嫌がらせをする意図で、Aとの間で同庭石の売買契約を締結して、Cが引渡しを受ける前に、A立会いの下で同庭石をD自らトラックに積んで搬出し、これを直ちにEに転売して、Eに引き渡した。

この事案について、次の問い合わせに答えよ。

- 1 C E間の法律関係について論ぜよ。
- 2 Bは、Eに対して物権的請求権行使したいが、その成立の根拠となるBの主張について考察せよ。

（旧司法試験 平成17年度 第2問）

# 第38問

民法

Aは、Bに対して貸金債権を有し、Bは、Aに対し売掛代金債権を有していたが、Bは、この売掛代金債権をCとDとに二重に譲渡し、いずれの譲渡についても確定日附のある証書によってAに通知し、その通知は同時にAに到達した。その後、Cは、Aに対し、この売掛代金債権を自働債権とし、AがCに有していた貸金債権を受働債権として相殺する旨の意思表示をしたところ、Aは、Cに対し、AのBに対する前記貸金債権を自働債権とし、この売掛代金債権を受働債権として相殺する旨の意思表示をした。

この場合におけるA・C間の法律関係について論ぜよ。

(旧司法試験 昭和60年度 第2問)

# 第 58 問

## 民 法

1. Aは、Bが所持する絵画をピカソの真作であるとして、代金5000万円で買い受けた（以下「本件絵画」という。）。しかし、隣家からの失火による延焼によって、A宅が焼失し、本件絵画もまた焼失してしまった。なお、Aには本件絵画の保管に過失がなかった。

その後、本件絵画が精巧に作られた贋作であり、500万円程度の価値しかないことが判明したため、AはBに対して錯誤及び詐欺による取消しを主張し、原状回復請求として支払った代金及びその利息の返還を主張した。

この場合におけるA B間の法律関係について論じなさい。なお、民法第95条及び同第96条の要件は満たされていたものとする。

2. 乙は、プラスチック製造会社甲社の工場に忍び込み、プラスチック製品の1つを盗み出した（以下、これを「本件製品1」という。）。

その後、乙は、事情を打ち明けた上で、本件製品1を、プラスチック製品販売業を営む丙に50万円で売却した後、行方をくらました。

さらに、丙は、丙に処分権限があると信じ、かつ、そのように信ずるにつき過失がなかった丁に対してこれを70万円で転売し、丁は、本件製品1を用いて、新たなプラスチック製品を製造した（以下、これを「本件製品2」という。）。

この場合において、甲社は、丙及び丁に対して、どのような請求をすることができるか。ただし、本件製品1及び2の使用利益及び遅延損害金については考慮する必要がない。

なお、本件製品1の時価を50万円とする。

# 第 66 問

## 民 法

1 Xは、Yから甲土地とその地上建物（以下「甲不動産」という。）を代金2,000万円で買い受け、代金全額を支払った。当時、Yは長年にわたって専ら家事に従事していた妻Zと婚姻中であり、甲不動産は、その婚姻中に購入したものであった。甲不動産につき、YからXへの所有権移転登記を経由しないうちに、YZの協議離婚届が提出され、離婚に伴う財産分与を原因としてYからZへの所有権移転登記がされた。

この事案において、YZの協議離婚がどのような場合に無効になるかを論ぜよ。

2 上記の事案において、Yには、甲不動産以外にめぼしい資産がなく、Xのほかに債権者が多数いるため、Yは、既に債務超過の状態にあったものとする。また、YZが財産分与の合意をした当時、Zは、Yが債務超過の状態にあったことは知っていたが、甲不動産をXに売却していたことは知らなかったものとする。

仮に、YZの協議離婚が有効であるとした場合、Xは、裁判上、だれに対してどのような請求をすることができ、その結果、最終的にどのような形で自己の権利ないし利益を実現することになるのかを説明せよ。

（旧司法試験 平成12年度 第2問）

# 第9問

商 法

Aが株式会社の発起人として会社の設立中にした行為について、次の間に答えよ。

- (1) Aは、Bとの間で、原材料を会社の成立後に譲り受ける契約を締結した。会社の成立後、会社の代表取締役に就任したAに当該原材料を引き渡したBは、会社に対しその代金の支払を請求することができるか。逆に、会社は、Bに対し当該原材料の引渡しを請求することができるか。
- (2) Aは、Cに対し会社の宣伝広告をすることを依頼し、これを承諾したCは、近く会社が成立し営業活動を開始する旨の広告を行った。Cは、会社の成立後、会社に対しその報酬を請求することができるか。この請求ができないとした場合には、Cは、だれに対しどのような請求をすることができるか。

(旧司法試験 平成7年度 第1問)

# 第38問

商 法

Aは、個人で営んできた自動車修理業を会社形態で営むこととし、友人Dにも出資してもらい、甲株式会社を設立した。甲社は、取締役会及び監査役は置くが、会計参与及び会計監査人は置かないものとされ、取締役には、Aのほか、以前からAに雇われていた修理工のB及びCが選任されるとともに、監査役には、Aの妻Eが選任され、また、代表取締役には、Aが選定された（以上の甲社成立までの手続には、何ら瑕疵はなかった。）。

ところが、甲社では、取締役会が1回も開催されず、その経営は、Aが独断で行っていた。そのため、Aは、知人Fから持ち掛けられた事業拡張のための不動産の購入の話にも安易に乗ってしまい、Fに言われるまま、手付名目で甲社の資金3000万円をFに交付したところ、Fがこれを持ち逃げして行方不明となってしまい、その結果、甲社は、資金繰りに窮することになった。

- 1 甲社の株主であるDは、A、B、C及びEに対し、会社法上、それぞれどのような責任を追及することができるか。
- 2 AがFに3000万円を交付する前の時点において、この事実を知った甲社の株主であるD及び監査役であるEは、Aに対し、会社法上、それぞれどのような請求をすることができたか。

（旧司法試験 平成18年度 第1問）

# 第46問

商 法

甲株式会社は会社法（平成17年法律第86号。以下同じ）にいう公開会社ではない（同社の定款には株式の譲渡制限の定めがある）。甲社においては代表取締役社長であるAと代表取締役専務であるBがそれぞれ役員・従業員を巻き込んだ派閥を形成し、近時、社長派と専務派の対立が激しくなっている。同社は取締役会設置会社であり、ABCの3名が取締役、ABの2名が代表取締役である。また、同社の株主および持株数は、A（100株）、B（80株）、C（20株）、D（20株）であり、Cは社長派に、Dは専務派に属すると見られている。

平成18年11月1日、ACは、甲社が株主割当ての方法によらずに株式を200株発行することを決定した（①の決定）。そして、同日、ACは甲社に対して株式の引き受けの申し込みをする旨の書面を交付し、さらにACは、甲社がAに150株、Cに50株の株式を割り当てる旨を決定した（②の決定）。なお、ACは、上記の①の募集事項の決定および②の募集株式の割当ての決定は、取締役会の決議としてなされたものとして、その旨の取締役会の議事録を作成しているが、取締役であるBには取締役会の招集通知は発送されることはなく、上記の募集事項の決定および募集株式の割当ての決定については、Bは全く知らされていなかった。また、甲社においては上記株式発行に関するして株主総会の決議が行われたことはない。

ACは、払込期間の末日である平成18年11月17日に所定の額の金銭の払込みを払込取扱機関に対して済ませ、翌日、甲社の株主名簿にはACが新株の株主である旨が記載された。なお、同社の定款には株券の発行については定めが置かれておらず、同社はこれまでに株券を発行したことがない。

あなたは専務のBから相談を受けた弁護士であるとする。（1）相談を受けたのが新株発行があった日から4ヶ月経過後であった場合と、（2）13ヶ月経過後であった場合に分けて、依頼人であるBに対して、（ア）新株発行の効力について裁判で争う場合にどのような請求と理由付けを行うことが考えられ、（イ）それが裁判所で認められる可能性がどの程度高いと考えるかにつき、根拠条文（会社法）その他の理由を記した書面を作りなさい。なお、宛名、日付、氏名など文書の体裁に関わる部分は割愛し、中身のみ記入すること。また、クライアント宛の文書であることを意識した文体（ですます調など）にする必要はない。

（中央大学法科大学院 平成19年度）

# 第51問

## 商法

1. A株式会社（以下「A社」という。）は、タレント甲山一郎が手がけ、「甲」という店舗名で人気を博する会員制の高級料亭における飲食店事業（以下「本事業」という。）を基盤事業として行う、非公開会社であり、取締役会設置会社である。A社の代表取締役には甲山一郎の妻である乙が就任している。
2. A社は、平成28年11月21日、本事業で使用している建物の修繕のため、建設会社X（以下「X」という。）との間で、請負代金を1億円とする請負契約（以下「本件請負契約」という。）を締結した。本件請負契約では、A社はXに対して、契約時に5000万円、引渡し時に残りの5000万円を支払うものとされた。
3. 本事業は、甲がタレントとして築いた人気の影響から非常に好調である一方、それ以外の事業は不景気のあおりを受けたことにより極度に不振となり、A社の経営全体が不振に陥っていた。そのため、本件請負契約にかかる工事が終了したにもかかわらず、A社のXに対する本件請負契約に基づく請負残代金債務5000万円は未履行のままである。
4. このような状況の下で、乙は、甲山一郎と相談の上、A社再建のため、好調である本事業を独立させ新設分割により会社を設立することとした。

平成29年10月1日、乙は本事業に関する権利義務を、新たに設立するB株式会社（以下「B社」という。）に承継させることとした（以下「本件分割」という。）。もっとも、本件請負契約に基づく請負残代金債務は承継の対象とならなかった。

乙は、会社法及び諸法令に基づいて本件分割に必要な手続を経た上で、B社を設立し、登記を行った。なお、本件分割においては、会社法第763条第12号に掲げる事項についての定めはないものとする。また、乙がB社の代表取締役を兼ねている。

5. B社は、非上場の株式会社として、「新甲」という店舗名で、A社から承継した料亭の営業を継続することになった。「新甲」は新規会員加入数も多く、財務状態は良好である。

他方、A社には従業員もおらず、資産もB社株式を除きほとんどなく、債務超過状態である。

### 〔設問〕

Xは、本件請負契約にかかる請負残代金債権を回収するために、B社に対してどのような法的主張をすることができるか。なお、法人格否認の法理については触れる必要がない。

# 第22問

民事訴訟法

Xは建物をYに賃貸していたが、その敷地にビルを建てるため、当該建物の明渡しを求めて訴えを提起し、正当事由に基づく賃貸借契約の解約告知を主張した。この訴訟で、原告Xは、無条件の明渡しを求めており、口頭弁論において立退料の支払いに関する主張をしておらず、被告Yもこれに関する主張を提出していない。裁判所は、正当事由の存在が総合的に認められるとして、300万円の立退料の支払いと引換えに建物の明渡しを命ずる判決をした。

この事例における訴訟法上の問題点について論じなさい。

(上智大学法科大学院 平成16年度)

# 第38問

民事訴訟法

Xは、Yに対し、200万円の貸金債権（甲債権）を有するとして、貸金返還請求訴訟を提起したところ、Yは、Xに対する300万円の売掛金債権（乙債権）を自働債権とする訴訟上の相殺を主張した。

この事例に関する次の1から3までの各場合について、裁判所がどのような判決をすべきかを述べ、その判決が確定したときの既判力について論ぜよ。

- 1 裁判所は、甲債権及び乙債権のいずれもが存在し、かつ、相殺適状にあることについて心証を得た。
- 2 Xは、「訴え提起前に乙債権を全額弁済した。」と主張した。裁判所は、甲債権が存在すること及び乙債権が存在したがその全額について弁済の事実があったことについて心証を得た。
- 3 Xは、「甲債権とは別に、Yに対し、300万円の立替金償還債権（丙債権）を有しており、訴え提起前にこれを自働債権として乙債権と対等額で相殺した。」と主張した。裁判所は、甲債権が存在すること並びに乙債権及び丙債権のいずれもが存在し、かつ、相殺の意思表示の当時、相殺適状にあったことについて心証を得た。

（旧司法試験 平成16年度 第2問）

# 第50問

民事訴訟法

X及びYは、共有で使用するために、Zから自動車を購入した。Xは、契約時には同席しなかったため、Zは、Yとの間で契約を締結したと考えていたが、Y自身はXが契約主体であると認識していた。

Zは、X及びYが売買代金を支払わなかったため、Yを被告として、売買代金支払請求訴訟を提起した（以下「本件訴訟」という。）。本件訴訟において、Yは、買主はYではなくXであると主張したため、Zは、Xに訴訟告知をしたもの、X自身もYが買主だと考え、本件訴訟には参加しなかった。

裁判所は、買主はXであると判断して、請求棄却判決を下した。

以上の事実を前提に、以下の各小問について、解答しなさい。

- (1) Xには、本件訴訟における補助参加の利益が認められるかについて、論じなさい。
- (2) 仮に、補助参加の利益が認められる場合、X Z間に参加的効力が生じるか、生じるとすればどの範囲であるかについて、論じなさい。

# 第 55 問

民事訴訟法

Aは、Bに対し、平成21年11月2日、返済期日を平成22年3月31日とする約定で200万円を貸し渡した。このような消費貸借契約（以下「本件契約」という。）が成立したことについてはAとBとの間で争いがなかったが、Bがその返済期日にAに本件契約上の債務を弁済したかどうかが争いとなった。

そこで、Bは、同年4月30日、Aを被告として、本件契約に基づくBのAに対する債務が存在しないことを確認するとの判決を求める訴えを提起した。

この事例について、以下の問い合わせよ。なお、各問い合わせは、独立した問い合わせである。

- 1 Bの訴えに係る訴状の送達を受けたAは、同年5月20日、Bの訴えとは別の裁判所に、別訴として、Bを被告として、本件契約に基づいて200万円の支払を請求する訴えを提起した。この場合のBの訴えとAの訴えのそれぞれの適法性について論ぜよ。
- 2 Bの訴えに係る訴状の送達を受けたAは、同年5月20日、Bの訴えに対する反訴として、Bを反訴被告として、本件契約に基づいて200万円の支払を請求する訴えを提起した。
  - (1) この場合のBの訴えとAの反訴のそれぞれの適法性について論ぜよ。
  - (2) 同年6月1日の第1回口頭弁論期日において、Bは、Aの請求に対して、BはAに本件契約上の債務を全額弁済したのでAの請求を棄却するとの判決を求めると言ふとともに、Bの訴えを取り下げる旨述べ、これに対し、Aは、Bの訴えの取下げに同意すると述べた。その後の同年7月15日の第2回口頭弁論期日において、Aは、反訴を取り下げる旨述べたが、Bは、Aの反訴の取下げに異議を述べた。この場合のAの反訴の取下げの効力について論ぜよ。

（旧司法試験 平成22年度 第1問）

# 第1問

## 刑法

妻Xと夫Yは、長男Aが生まれて間もなく離婚し、Xが親権者として1人でAを育てることになった。親権を失ったYは、一人暮らしをしていた。やがてXは育児に疲れ、YにAを育ててもらおうと思い、Yの帰宅時間前に道路からは見えないY宅の勝手口付近に生後3か月のAを無断で置いて立ち去った。Yは、帰宅してすぐにAに気付いたが、子どもの面倒を見るのが煩わしかったので、Aが死亡してもかまわないと思いながらそのまま放置した。翌日、Aが家の外に寝かされているのを隣家の2階から偶然見かけて不審に思った隣人の甲がY宅を訪れたが、Yが不在だったため、甲は勝手口付近でぐったりしていたAを病院に運び、これによりAは一命を取り留めた。

X及びYの罪責を論ぜよ。

(同志社大学法科大学院 平成17年度)

# 第19問

## 刑法

以下の事例における甲及び乙の罪責について、論じなさい。

- (1) Aの唯一の法定相続人である甲は、相続によりAの全財産を手に入れるため、Aを自動車で人気のない山中に連れて行って殺害する計画を立てた。甲はAを殺害するための包丁を用意して自動車でAの家に赴き、荷物を持って来るので家の中に運ぶのを手伝って欲しいと言ってAを呼び出した。そして、トランクの中を覗き込んだAの後頭部を包丁の柄の部分で強打して意識を失わせ、意識を回復しても声を出せないように手拭いで猿ぐつわをかませた上でトランクに閉じ込め、約5キロメートル離れた山に向かって出発した。約10分後、車が殺害予定現場に到着し、甲がトランクの蓋を開けたところ、Aは手拭いで口と鼻を覆われたことによって窒息し、既に死亡していた。なお、甲は、トランクに閉じ込めただけでAが死亡するとは思ってもいなかった。
- (2) 乙は、Bを殺そうと思い立ち、Bを人気のない場所に誘った上、麻縄で力いっぱいBの首を絞めた。Bが動かなくなったため、乙は同人が死亡したものと思い、犯行の発覚を防ぐ目的で、乗用車でBを20キロメートル離れた海岸砂上まで運んでいった。岸に着いた乙は、Bを車から出し砂上に放置し、車に乗り込み自宅に戻った。だが、実は、Bは、砂上に放置される時点ではなお生存しており、その1時間後に砂末吸引により窒息死した。

# 第25問

## 刑法

甲は、乙から「強盗に使うのでナイフを貸してくれ。」と依頼され、これに応じてナイフを乙に渡した。その後、乙は、丙・丁に対し、「最近、知り合いのAが多額の保険金を手に入れたので、それぞれがナイフを準備してA宅に強盗に押し入ろう。」と持ち掛け、3名で計画を立てた。ところが、乙は、犯行当日の朝になって高熱を発したため、「おれはこの件から手を引く。」と丙・丁に電話で告げて、両名の了承を得た。しかし、丙・丁は予定どおり強盗に押し入り現金を奪った。

甲及び乙の罪責を論ぜよ（特別法違反の点は除く。）。

（旧司法試験 平成7年度 第1問）

# 第35問

## 刑法

A会社の技術職員甲は、同社が多額の費用を投じて研究開発した新技術に関する機密資料を保管し、時折は研究のため自宅に持ち帰っていた。B会社の社員乙は、A会社の機密を不正に獲得することを企て、甲に対し、その保管する当該資料のコピーの交付を依頼し、礼金の半額100万円を支払い、残りの100万円はコピーと引き替えに支払うこと約束した。甲は、コピーを作成する目的で当該資料を一旦社外に持ち出し、近くのコピーサービスでコピーを一部作成し、30分後に当該資料を会社の保管場所に返却した。その後甲は、発覚をおそれてそのコピーを渡さずにいたが、乙に督促されたため、個人的に所有する別の資料のコピーをA会社の機密資料のコピーであると偽って乙に渡し、残金の100万円を受け取った。

甲及び乙の罪責を論ぜよ。

(旧司法試験 平成元年度 第2問)

# 第43問

## 刑法

甲・乙・丙は、幹線道路に面した高層マンションを中心に住居侵入窃盗を繰り返していた者たちである。その手口はつぎのようなものであった。すなわち、徒歩の甲が、携帯電話を利用して、自動車で移動している乙・丙に対し、遠方から見て電気が灯っておらず留守のように見えるマンション内の住居を指示し、乙・丙が住居に侵入して窃盗をしている間は、当該マンションの近くで見張りをする、というものである。また、三者の間には、現金・金券・高級腕時計以外は絶対に盗まない、人に怪我をさせない、という合意があった。

ある日、乙・丙が甲の指示に基づいて、あるマンション内の住居に侵入したところ、留守だと思われた住居人Xは昼寝をしていただけで、逃げだそうとした乙と物音に驚いて目覚めたXとが揉み合い状態となり、乙を助けようとした丙がXの頭部をテーブル上にあった大理石製大型灰皿で殴ったため、Xは脳震盪を起こして失神した。その時点で、乙・丙は、空手のままで退出するか、犯行を続行するか、ということについて話し合った結果、こうなれば続行するしかないし、Xに怪我をさせたことは甲には黙っておけば良い、ということになり、Xの目や口をガムテープ等で塞いだ上で、宅内をあらさがしし、現金・金券・腕時計の他、指輪等の貴金属をも盗んだ上、逃走した。Xは、乙・丙の貼ったガムテープ等が鼻孔をも塞いだため、しばらくして窒息死するに至った。

以上の事案における、甲・乙・丙の罪責を論ぜよ。

(慶應義塾大学法科大学院 平成19年度 改題)

# 第63問

## 刑法

甲は、A高校を卒業した者であるが、A高校の校則が厳しかったことから充実した高校生活を送れなかつたと考え、その仕返しをしようと考えた。そこで、甲は、ある日の深夜、何か嫌がらせができないかと考えながら、A高校の敷地内へ立ち入つた。

A高校には、校舎のほかに体育館と教師が寝泊まりするための宿舎があり、宿舎を中心にして、それぞれ10メートルほどの木造の渡り廊下でつながつていたところ、宿舎で甲の担当教諭を務めており、日頃から甲を叱りつけていたBが宿直を務めているのを発見した。そこで、甲は、体育館に火をつけて、Bを困らせてやろうと考え、体育館の裏手にある倉庫内に火のついた新聞紙を投げ入れて、その場から逃走した。新聞紙は、倉庫内に保管されていたマットの下に落ちたため、火はマットに燃え移り、マットが全焼したもの、倉庫の床には難燃性の防火シートが全面に貼られていたため、その一部が溶解して有毒ガスが発生しただけで、マットから倉庫に燃え移ることはなかつた。

甲の罪責を論ぜよ。

# 第6問

刑事訴訟法

警察官Aは、覚せい剤の密売人と目される甲を覚せい剤譲渡の被疑者として通常逮捕し、その際、甲が持っていた携帯電話を、そのメモリーの内容を確認することなく差し押さえた。その上で、Aが、無令状で、甲の携帯電話を操作して、そのメモリーの内容を精査したところ、同携帯電話のメモリー内に覚せい剤の仕入先と思われる人物からの受信電子メールが保存されており、同メールに、翌日の某所における覚せい剤売買の約束と思われる記載があった。

そこで、Aが、同メールに記載された日時に待ち合わせ場所に赴いたところ、乙が近づいてきたので、Aは、乙に対して、甲を名のった上で「約束の物は持ってきてくれましたか。」と言った。すると、乙は、Aを甲と誤認して、覚せい剤を差し出したので、Aは、乙を覚せい剤所持の容疑で現行犯逮捕した。

以上のAの行為は、適法か。

(旧司法試験 平成17年度 第1問)

# 第29問

刑事訴訟法

検察官は、甲を、「被告人は、乙と共謀の上、平成19年3月4日、東京都内のX公園駐車場の自動車内で、殺意をもって、被告人において、Aに対し、その頸部をロープで締め付け、よって、そのころ、同所で、Aを窒息死させたものである。」との事実で起訴した。甲は、公判において、「自分はその場にいたが、犯行に関与しておらず、本件は、乙とは別の男がやった。その男の名前は知らない。」旨弁解して無罪を主張した。

証拠調べの結果、裁判所は、乙とは断定できないが、現場に共犯者がおり、これと甲が共謀したことは明らかであるとして、「被告人は、氏名不詳者と共に謀の上、平成19年3月4日、東京都内のX公園駐車場の自動車内で、殺意をもって、被告人又は上記氏名不詳者あるいはその両名において、Aに対し、その頸部をロープで締め付け、よって、そのころ、同所で、Aを窒息死させたものである。」との事実を認定し、有罪判決を言い渡した。

以上の手続における問題点について論ぜよ。

(旧司法試験 平成19年度 第2問)

# 第42問

刑事訴訟法

警察官は、Aを被害者とする殺人被疑事件につき、捜索差押許可状を得て、被疑者甲の居宅を捜索したところ、「①Aにレンタカーを借りさせる、②Aに睡眠薬を飲ませる、③Aを絞め殺す、④車で死体を運び、X橋の下に穴を掘って埋める、⑤明日、決行」と記載された甲の手書きのメモを発見したので、これを差し押さえた。その後の捜査の結果、X橋の下の土中からAの絞殺死体が発見され、その死体から睡眠薬の成分が検出された。また、行方不明になる直前にAがレンタカーを借りたことも判明した。

甲が殺人罪及び死体遺棄罪で起訴された場合、上記メモを証拠として用いることができるか。

(旧司法試験 平成22年度 第2問)

# 第 51 問

刑事訴訟法

以下の事例を読んで、下記の設間に答えよ。

司法警察員 P は、夜間、パトカーで繁華街を警ら中、うつむき加減で顔につやがない歩行者 X を見かけ、経験的に、X が覚せい剤を使用しているのではないかとの疑いを抱いた。そこで P は、警察署への同行を X に求めたが、X はこれに応じなかった。このため、P は、十分な説得もなしにいきなり X を暴行的にパトカーに押し込め、直近の警察署へと同行した。同行後、P は、警察署で X から任意に尿の提出を受けた上で、同人を帰宅させた。

後日、鑑定の結果、提出された尿から覚せい剤が検出された（鑑定①）ので、P は逮捕状を得て、X を前記連行の 1 ヶ月後に逮捕し、さらに尿の任意提出を受けてこれを鑑定したところ、覚せい剤が検出された（鑑定②）。

〔設問〕

①、②のそれぞれの鑑定結果を記載した鑑定書①、鑑定書②の証拠能力について論ぜよ。ただし、覚せい剤は尿中に約 1 ~ 2 週間残留するものとする。また、逮捕状の有効期間には問題がなかったものとする。

（都立大学（現首都大学東京）法科大学院 平成 16 年度 第 1 問 改題）

# 第11問

憲法

Yは私立大学であるが、その学生Xは、Yの再三の指導にも拘らず学外政治団体と連携して政治的なビラを学内において繰り返し配布した。Yは、この行為が学内におけるポスターの掲示およびビラの配布を許可制としたYの学則に違反し、また、学生の思想の穏健中立を標榜するYの建学の精神に反するものであるとして、Xを退学処分とした。これに対してXは、処分が違法であると主張して出訴した。

上記の事例に含まれる憲法上の論点について検討しなさい。なお、処分にいたる手続には瑕疵がないものとする。

(慶應義塾大学法科大学院 平成17年度 改題)

# 第12問

## 憲法

法律上の婚姻関係にない日本国民であるA（父）とB国籍の母との間に日本で生まれたXは、平成18年、出生後Aから認知されたことを理由に国籍法第3条第1項に基づき、法務大臣に国籍取得届を提出した。しかし、Xは、法務大臣から国籍取得の要件を備えているとは認められないと通知を受けた。そこで、Xは、国を相手に日本国籍を有することの確認を求めて提訴した。

国籍法第3条第1項は、昭和59年の法改正により設けられたものであるが、日本国民である父が日本国民でない母との間の子を出生後に認知しただけでは日本国籍の取得を認めず、準正のあった場合に限り日本国籍を取得させることとしている。

このような規定が設けられた主な理由は、日本国民である父が出生後に認知した子については、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得することによって、日本国民である父との生活の一体化が生じ、家族生活を通じた我が国社会との密接な結び付きが生ずることから、日本国籍の取得を認めることが相当であるという点にある。

もっとも、その後、我が国における社会的、経済的環境等の変化に伴って、夫婦共同生活の在り方を含む家族生活や親子関係に関する意識も一様ではなくなってきており、今日では、出生数に占める非嫡出子の割合が増加するなど、家族生活や親子関係の実態も変化し多様化してきている。

また、諸外国においては、非嫡出子に対する法的な差別的取扱いを解消する方向にあり、我が国が批准した市民的及び政治的権利に関する国際規約及び児童の権利に関する条約にも、児童が出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存する。

以上の事案において、受訴裁判所は、いかなる判決を下すべきであるかについて、憲法上の問題点に触れながら、論じなさい。

【資料】 国籍法（昭和25年5月4日法律第147号）（平成20年法律88号による改正前のもの）（抜粋）  
(出生による国籍の取得)

第2条 子は、次の場合には、日本国民とする。

一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。

二・三 (略)

第3条 父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で20歳未満のもの（日本国民であった者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であったときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる

2 (略)

# 第27問

## 憲法

団体Aが、講演会を開催するためX市の設置・管理する市民会館の使用の許可を申請したところ、X市長は、団体Aの活動に反対している他の団体が上記講演会の開催を実力で妨害しようとして市民会館の周辺に押しかけ、これによって周辺の交通が混乱し市民生活の平穏が害されるおそれがあるとして、団体Aの申請を不許可とする処分をした。

また、団体Bが、集会のために上記市民会館の使用の許可を申請したところ、市民会館の使用目的がX市の予定している廃棄物処理施設の建設を実力で阻止するための決起集会を開催するものであることが判明したので、X市長は、団体Bの申請を不許可とする処分をした。

A及びBは、X市長の各不許可処分に対して不満があり、これを争おうと考えている。

### [設問1]

あなたがA及びBの訴訟代理人となった場合において、いかなる憲法上の主張を行うべきかについて論じなさい。

### [設問2]

設問1における憲法上の主張に関するあなた自身の見解を、X市の反論を想定しつつ、論じなさい。

(旧司法試験 平成8年度 第1問 改題)

# 第33問

## 憲法

X県は、人口に比して土地が狭いため、用地の取得が著しく困難であるところ、公園及び公営住宅の建設を促進するため、20××年、X県に所在する私用の遊休土地を市場価格より低い価格で収用することを可能とする法律が制定された。

X県に隣接するY県に居住するAは、X県内に長年使用していない遊休土地を有しているところ、上記法律に基づき、市場価格より低い価格で収用する旨の収用裁決を受けた。

Aはこれに不満を持ち、本問法律が違憲であることを理由とする国家賠償請求を行うこと、及び憲法第29条第3項に基づき、市場価格との差額の支払を求める損失補償請求を行うことを考えている。

以上の事実を前提として、以下の設問に答えよ。

### [設問1]

あなたがAの訴訟代理人となった場合において、Aの考え方を実現するため、いかなる憲法上の主張を行うべきかについて論じなさい。なお、国家賠償法上の問題点については論じる必要がない。

### [設問2]

設問1における憲法上の主張に関するあなた自身の見解を、国の反論を想定しつつ、論じなさい。

### [改題前の問題]

用地の取得が著しく困難な大都市において、公園及び公営住宅の建設を促進するため、当該都市に所在する私用の遊休土地を市場価格より低い価格で収用することを可能とする法律が制定されたと仮定する。この法律に含まれる憲法上の問題点を挙げて論ぜよ。

(旧司法試験 平成6年度 第1問 改題)

# 第40問

## 憲法

老齢加算は、昭和34年度に70歳以上の国民年金被保険者に対する未拠出制の老齢福祉年金が設けられたことに伴い、生活保護の給付を受けている者に対しても同様の年金給付を行った上でこれを収入として認定するなどの調整を行うことに代え、同35年度から老齢福祉年金と同額（月額1000円）を生活保護の加算として給付するものとして設けられた。老齢加算の導入時には、高齢者に存する特殊な需要が加算の根拠として説明されており、その中身としては、教養費（観劇、雑誌、通信費等）、被服・身の回り品費（下衣、毛布、老眼鏡等）、保健衛生費（炭、湯たんぽ、入浴料等）、嗜好品費（茶、菓子、果物等）に係る支出が挙げられていた。

老齢加算は、その後、逐次増額されてきたが、平成15年、社会保障審議会福祉部会内に設置された生活保護制度の在り方に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）でその継続の是非等が検討された。専門委員会は、70歳以上の者の方が60～69歳の者よりも生活扶助に相当する消費の額が少ないとの統計結果等に基づき、その廃止の方向を打ち出した中間取りまとめを同年12月に公表し、これを受ける形で、厚生労働大臣は、翌16年度から足かけ3年間で老齢加算を段階的に廃止する旨の生活保護法による保護の基準（以下「保護基準」という。）の改定を行った（以下「本件改定」という。）。

Xは、生活保護を受給していた者であるが、所轄の福祉事務所長は、本件改定を受けて、Xに対し、老齢加算廃止に伴う生活扶助の支給額の減額を内容とする保護変更決定をした（以下「本件決定」という。）。

Xは、本件改定は違憲、違法なものであり、それに基づいてなされた本件決定も違憲、違法なものであると主張している。

### 〔設問〕

- 1 Xの立場から憲法上の主張を行いなさい。
- 2 想定される被告の反論を踏まえた上で、あなた自身の見解を述べなさい。

### 【資料】 生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）（抜粋）

#### （最低生活）

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

#### （基準及び程度の原則）

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつ

て、且つ、これをこえないものでなければならない。

(不利益変更の禁止)

第56条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

# 第 58 問

## 憲 法

次の各事例における裁判所の措置について、「裁判公開の原則」との関係で生じる憲法上の問題点を挙げて論ぜよ。

- (1) 映画の上映がわいせつ図画陳列罪にあたるとして、映画製作者が起訴され、当該映画の芸術性・わいせつ性を巡って争われた刑事訴訟において、裁判所が、わいせつ物の疑いのあるものを一般傍聴人の目にさらすのは適当ではないという理由で、公判手続の傍聴を禁止した場合。
- (2) ある企業が、その保有する営業秘密を不正に取得し使用しようとする者に対し、右不正行為の差止めを求めた民事訴訟において、裁判所が、審理を公開すると営業秘密が公に知られるおそれがあるという理由で、口頭弁論の傍聴を禁止した場合。

(旧司法試験 平成 5 年度 第 2 問 改題)

# 第20問

行政法

Aは、甲県乙市に本店を置く建設会社であり、乙市下水道条例（以下「本件条例」という。）及び乙市下水道排水設備指定工事店に関する規則（以下「本件規則」という。）に基づき、乙市長（B）から指定工事店として指定を受けていた。Aの従業員であるCは、2010年5月に、自宅の下水道について、浄化槽を用いていたのをやめて、乙市の公共下水道に接続することにした。Cは、自力で工事を行う技術を身に付けていたため、休日である同年8月29日に、乙市に知らされることなく、自宅からの本管を付近の公共下水道に接続する工事（以下「本件工事」という。）を施工した。なお、Cは、Aにおいて専ら工事の施工に従事しており、Aの役員ではなかった。

2011年5月になって、本件工事が施工されたことが、乙市の知るところとなり、同年6月29日、乙市の職員がAに電話して、本件工事について経緯を説明するよう求めた。同日、Aの代表者が、Cを伴って乙市役所を訪れ、本件工事はCが会社を通さずに行ったものであるなどと説明したが、同年7月1日、Bは、本件規則第11条に基づき、Aに対する指定工事店としての指定を取り消す旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。本件処分の通知書には、その理由として、「Aが、本市市長の確認を受けずに、下水道接続工事を行ったため。」と記載されていた。なお、Aは、本件処分に先立って、上記の事情説明以外には、意見陳述や資料提出の機会を与えられなかった。

Aは、本件処分以前には、本件条例及び本件規則に基づく処分を受けたことはなかったため、本件処分に驚き、弁護士Jに相談の上、Jに本件処分の取消訴訟の提起を依頼することにした。Aから依頼を受けたJの立場に立って、以下の設問に解答しなさい。

なお、乙市は、1996年に乙市行政手続条例を施行しており、本件処分に関する手続について、同条例は行政手続法と同じ内容の規定を設けている。また、本件条例及び本件規則の抜粋を資料として掲げてあるので、適宜参照しなさい。

## 〔設問〕

Aが本件処分の取消訴訟において主張すべき本件処分の違法事由につき、本件条例及び本件規則の規定内容を踏まえて、具体的に説明しなさい。なお、訴訟要件については検討しなくてよい。

## 【資料】

- 乙市下水道条例（抜粋）  
(排水設備の計画の確認)

第9条 排水設備の新設等を行おうとする者は、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、あらかじめ市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。  
(排水設備の工事の実施)

第11条 排水設備の新設等の設計及び工事は、市長が排水設備の工事に関し技能を有する者として指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。ただし、市において工事を実施するときは、この限りでない。

2 指定工事店について必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第40条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第9条の規定による確認を受けないで排水設備の新設等を行った者
- (2) 第11条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者
- (3)～(8) (略)

○ 乙市下水道排水設備指定工事店に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、乙市下水道条例（以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、乙市下水道排水設備指定工事店に関して必要な事項を定めるものとする。

（指定工事店の指定）

第3条 条例第11条に規定する排水設備工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。（以下略）

2 (略)

（指定工事店の責務及び遵守事項）

第7条 指定工事店は、下水道に関する法令（条例及び規則を含む。）その他市長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 工事は、条例第9条に規定する排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。

(7)～(12) (略)

（指定の取消し又は停止）

第11条 市長は、指定工事店が条例又はこの規則の規定に違反したときは、その指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

（司法試験予備試験 平成24年度）

# 第28問

行政法

A開発事業団は、B県内に試験研究用等原子炉（以下「本件原子炉」という。）を設置することを計画し、原子力規制委員会に原子炉設置許可申請をし、同委員会から許可を受けた。

これに対して、設置予定の原子炉の周辺に居住しているXは、設置許可の取消しを求め、取消訴訟を提起した（以下「本件取消訴訟」という。）。

以上の事案を前提として、以下の各問い合わせに答えなさい。

- 1 Xに原告適格は認められるか。
- 2 Xは、本件取消訴訟において、以下の主張をすることができるか。
  - (1) 本件原子炉は、平和の目的以外に利用されるおそれがあること
  - (2) A開発事業団には、本件原子炉を設置するために必要な技術的能力がないこと
  - (3) A開発事業団には、本件原子炉を設置するために必要な経理的能力がないこと
  - (4) 本件原子炉は、原子力規制委員会規則で定める基準に適合していないこと

【資料】 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、原子力基本法（昭和30年法律第186号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設備及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

（設置の許可）

第23条 発電用原子炉以外の原子炉（以下「試験研究用等原子炉」という。）を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

- 2 （略）

（許可の基準）

第24条 原子力規制委員会は、第23条第1項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
  - 二 その者（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に試験研究用等原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
  - 三 試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。第43条の3の5第2項第7号を除き、以下同じ。）若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- 2 原子力規制委員会は、第23条第1項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第1号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

# 第37問

行政法

A県教育委員会は、2015年10月に、A県立学校の各校長宛に、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」（以下、「本件通達」という。）を発した。その内容は、各校長に対して、①入学式、卒業式等の実施の際には、式典会場の正面に国旗を掲揚し、国旗に向かって起立して国歌を斉唱すること、②これに従わない場合には、教職員に対して服務上の責任が問われること、であった。そして、各校長は同内容の職務命令（以下、「本件職務命令」という。）を、教職員に対して発した。

Xは、A県立B小学校の教職員である。Xは、過去に2度、本件職務命令に反して、国歌の起立斉唱を拒んだことがあり、2017年2月以降に行われる式典での国歌斉唱の際の起立斉唱も拒否しようと考えていた。

A県立の学校では、本件通達を踏まえ、毎年度2回以上、卒業式や入学式等の式典に際し、多数の教職員に対し本件職務命令が繰り返し発せられている。また、本件職務命令に反した場合の処分としては、概ね1回目は戒告、2、3回目は減給、4回目以降は停職（過去に処分歴がある場合はより重い処分量定がされるが、免職はされていない。）というものであった。

本件職務命令に従うつもりのないXは、本件職務命令に反した場合の不利益を回避するために、どのような訴訟を提起することが考えられるか。また、それらの訴訟は適法か。

【資料】 地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）（抜粋）  
(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 (略)

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに當つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

# 第40問

行政法

Xは、組合員のためにすると畜場の運営に関する事業や共同と畜解体処理事業等を目的として設立された事業協同組合であり、平成16年3月29日に、保健所を設置しているY市から、と畜場法第4条第1項の規定に基づき、同年4月1日を許可開始日として、一般と畜場の設置許可を得た。

Xは、平成16年4月1日、Y市との間で、Y市が所有する甲土地及び甲土地上に存在する乙建物について、貸付期間を同日から平成17年3月31日まで、市有財産貸付契約（以下「本件貸付契約」という。）を締結し、乙建物内で、と畜業を開始し、本件貸付契約を毎年更新しながら、と畜業を継続してきた。

Xは、自己の組合員に乙建物内の施設を利用させることにより得られると畜料等が収入の9割以上となっている。ところが、Y市は、平成23年6月30日、平成24年4月1日以降の本件貸付契約の更新を拒絶する旨の意思表示をするとともに、同月5日、「と畜場設置許可に係る土地・建物の施設を使用できなくなったため」という理由で、一般と畜場の設置許可処分の取消処分をした（以下「本件取消処分」という。）。

そこで、Xは、本件建物の賃借権を有すると仮に定めることを求める仮処分を申し立てるとともに、本件取消処分の取消しを求める訴訟を提起した上で、本件取消処分の執行停止を求めたところ、両申立てともに認められた。

もっとも、Xは、と畜場法施行令第7条に基づく申請をしているにもかかわらず、Y市が平成24年4月1日以降、本件と畜場にと畜検査員を派遣せず、本件と畜場において、と畜検査員にと畜場法第14条に規定する検査を行わせていないため、同日以降現在まで、本件建物内において、と畜を行うことができていない。

Xには、本件建物以外にと畜場を設置することができる施設を所有し、又は賃借していないし、近い将来にこのような施設を所有し、又は賃借することができる見込みもない。また、乙建物の付近には、と畜場がないため、Xの組合員は、本件建物を利用できなくなると、遠隔地のと畜場を利用せざるを得なくなる。

以上の事実を前提に、Xは、と畜場法第14条に規定する検査を受けるためにとり得る行政事件訴訟法上の手段及び仮の救済手段について、検討しなさい（本案について検討する必要はない。）。

なお、Y市による本件貸付契約の更新拒絶は、借地借家法上の「正当な事由」（借地借家法第28条）が認められる事由は存在しないことを前提としてよい。

## 【資料】

- と畜場法（昭和28年8月1日法律第114号）（抜粋）  
(と畜場の設置の許可)

第4条 一般と畜場又は簡易と畜場は、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ。）の許可を受けなければ、設置してはならない。

2・3 (略)

(獣畜のとさつ又は解体)

第13条 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 食肉販売業その他食肉を取り扱う営業で厚生労働省令で定めるものを営む者以外の者が、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出て、主として自己及びその同居者の食用に供する目的で、獣畜（生後1年以上の牛及び馬を除く。）をとさつする場合
- 二 獣畜が不慮の災害により、負傷し、又は救うことができない状態に陥り、直ちにとさつすることが必要である場合
- 三 獣畜が難産、産褥麻痺又は急性鼓張症その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、直ちにとさつすることが必要である場合
- 四 その他政令で定める場合

2 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜を解体してはならない。ただし、前項第1号又は第4号の規定によりと畜場以外の場所においてとさつした獣畜を解体する場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前2項の規定により、と畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体する者に対し、とさつ又は解体の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示することができる。

(獣畜のとさつ又は解体の検査)

第14条 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない。

2 と畜場においては、とさつ後都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない。

3 と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してもはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一・二 (略)

4~8 (略)

(と畜検査員)

第19条 第14条に規定する検査の事務に従事させ、並びに第16条及び第17条第1項に規定する当該職員の職務並びに食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保に関する指導の職務を行わせるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員のうちからと畜検査員を命ずるものとする。

2・3 (略)

○ と畜場法施行令（昭和28年8月25日政令第216号）（抜粋）

(検査の申請)

第7条 法第14条の規定による検査を受けようとする者は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。